

# 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を制定しました 「神奈川県公共设施防止被动吸烟条例」已经制定

たばこの煙には、200種類以上の有害物質が含まれています。また、たばこの先から出る副流煙は、喫煙者が吸う主流煙よりも有害物質を多く含んでいます。こうした副流煙などの他人のたばこの煙を、室内またはこれに準ずる環境において吸わされる受動喫煙は、肺がんや心疾患などを発症する危険性を高めることが科学的に証明されています。

そこで神奈川県では、受動喫煙による健康への悪影響から県民の健康を守るための新たなルールとして「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を制定しました。

### ● 条例の内容

この条例では、不特定または多数の者が出入りする公共的施設では受動喫煙を防止する措置を取ることが義務付けられます。

香烟中，含有200种以上的有害物质。另外，香烟头冒出的副流烟，比吸烟者所吸主流烟含有更多的有害物质。这样的副流烟等他人香烟的烟，在室内或相当于室内的环境中被吸——被动吸烟，会提高肺癌与心脏疾患等发病危险性，这些已经被科学证明。

因此，神奈川県制定了“神奈川県公共设施防止被动吸烟条例”，作为新的规则，防止因被动吸烟对县民健康造成恶劣影响。

### ● 条例内容

本条例，是就不特定或多数人出入的公共设施规定其有义务采取防止被动吸烟的措施。

学校、病院、劇場、映画館、観覧場、集会場、運動施設、公衆浴場、物品販売店、金融機関、公共交通機関、図書館、官公庁施設など (第1種施設)	→	禁煙
---	---	----

学校、医院、剧场、电影院、展览馆、集会场、运动设施、公共浴池、物品销售店、金融机构、公共交通机构、图书馆、政府官厅设施等 (第1种设施)	→	禁烟
---	---	----

飲食店、宿泊施設、ゲームセンター・カラオケボックスなどの娯楽施設、その他のサービス業を営む店舗（クリーニング店、不動産店、理容所、美容所、旅行代理店、法律事務所など） (第2種施設)	→	禁煙 または 分煙
--	---	-----------------

飲食店、住宿设施、游戏中心・卡拉OK等的娱乐设施、其他服务业店铺（洗衣店、不动产店、理发店、美容所、旅行代理店、法律事务所等） (第2种设施)	→	禁烟 或 分烟
--	---	---------------

・小規模な飲食店や、パチンコ店などの特例第2種施設は、条例の規制が努力義務となります。  
・未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護する措置を盛り込みました。

・小規模の飲食店与扒金库店等特例第2种设施，条例规制已成为努力的义务。  
・充实了措施，保护了未成年者不受被动吸烟造成的对健康的恶劣影响。

### ● 施行日

条例は、平成22年4月1日に施行しました。

### ● 施行日

此条例自2010年4月1日起开始实施。

### ● 条例の周知・普及啓発

県では、「吸わない人には、吸わせない。神奈川県からなくそう、受動喫煙。」をキャッチフレーズに、受動喫煙防止キャンペーン「スモークフリー」を展開しています。

### ● 条例の周知、普及、启蒙教育

县里提出宣传口号：“不要让不吸烟的人吸烟。神奈川県杜绝被动吸烟。”展开“无烟”活动，推动防止被动吸烟的宣传。

### 【日本語での問い合わせ】

けん けんこうそうしんか

### 【日语问讯处】

神奈川県健康増進課 電話：045-210-5025

県 健康増進課 TEL：045-210-5025

\* 日本語以外での問い合わせは、県外国籍県民相談窓口へ。  
中国語：045-896-2895 木、第1・3火曜日 9時～12時、13時～16時

### 【日语以外の问讯处】 县外籍县民咨询窗口

汉语：045-896-2895 星期四、第1、3星期二 9时～12时、13时～16时